


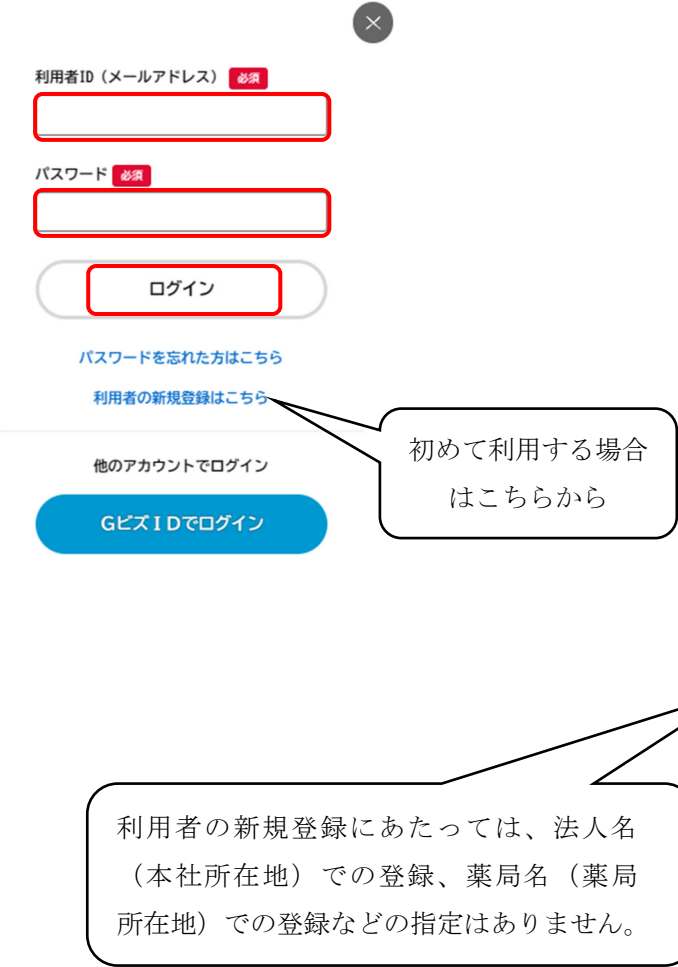
はじめに

医薬品医療機器等法施行令第2条の13に基づく取扱処方箋数の届出について、横浜市全区で横浜市電子申請・届出システムでの届出が可能です！

システム要件等については、横浜市電子申請・届出システムで御確認ください。

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/requirement>)

利用の流れ

<p>(1) 横浜市ホームページから横浜市電子申請・届出システムにアクセスする</p>  <p>ビジネス</p> <p>入札のとりびら</p> <p>各区局発注</p> <p>電子申請</p>	<p>横浜市トップページ>「ビジネス」>「電子申請」</p> <p>上記のとおり進むと、横浜市電子申請・届出システムにアクセスできます。</p>
<p>(2) ログインをする（利用者の新規登録をする）</p>  <p>ログイン</p> <p>パスワードを忘れた方はこちら</p> <p>利用者の新規登録はこちら</p> <p>他のアカウントでログイン</p> <p>GビズIDでログイン</p> <p>初めて利用する場合はこちらから</p> <p>利用者の新規登録にあたっては、法人名（本社所在地）での登録、薬局名（薬局所在地）での登録などの指定はありません。</p>	<p>横浜市電子申請・届出システムのトップページの右上に「ログイン」ボタンがあります。</p> <p>横浜市電子申請・届出システムを利用するためには利用者 ID が必要です。すでに利用者登録済みの場合は「利用者 ID（メールアドレス）」「パスワード」を入力し、ログインしてください。</p> <p>未登録の方は、「利用者の新規登録はこちら」をクリックし、画面の説明及び以下の URL のヘルプの「3.3 利用者情報を登録する」に従って登録をしてください。(https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/manual/02-StartUsing/03-RegisterUserInformation)</p>

(3) 処方箋数届を検索する

申請できる手続き一覧

キーワード検索

検索

条件を指定して検索

カテゴリ 組織 利用者情報

防災・救急・防犯

横浜市電子申請・届出システム
トップページ>手続き一覧（事業者向け）>キーワード検索に「薬局の取扱処方箋数の届出」と入力して検索してください。

検索結果から、「薬局の取扱処方箋数の届出」をクリックします。

(4) 電子申請の手続き開始

受付開始日
2024年1月1日 0時00分

受付終了日
随時受付

お問い合わせ先・よくある質問

医療局健康安全部医療安全課（届出内容については受付窓口にお問い合わせください。）
メールによるお問い合わせ：☒
電話番号：0456713876
よくある質問はこちらからご確認ください

次へ進む

ウィンドウを閉じる

概要等を確認していただき、画面を一番下までスクロールします。

「次へ進む」ボタンをクリックします。

(5) 届出先を選択する

手続きの申請先の選択

Y04 薬局の取扱処方箋数の届出

薬局の取扱処方箋数の届出 **必須**

薬局が所在する区へ申請してください。

西区福祉保健センター生活衛生課

次へ進む

戻る

薬局の所在地の区福祉保健センター生活衛生課を選択します。

【例】

・薬局の所在地が西区の場合：
西区福祉保健センター生活衛生課

選択後、「次へ進む」をクリックします。

(6) 届出事項の入力

申請内容の入力

Y04 薬局の取扱処方箋数の届出

届出日 (カレンダー) **必須**

2024年12月 2日

許可番号 **必須**

許可証に記載されている許可番号を入力してください。

有効期間の開始年月日 **必須**

次へ進む

戻る

フォームの記載例等を参考に届出事項を入力します。

必須 マークがある項目は、必ず入力が必要な項目です。空欄のまま届出を行うことはできません。

全て入力が終わったら、「次へ進む」をクリックします。

(7) 届出内容の確認

申請内容の確認

Y04 薬局の取扱処方箋数の届出

申請先
西区福祉保健センター生活衛生課
電話番号：0453208442

届出日 (カレンダー)
2024年12月02日

許可番号
111111111

申請する

戻る

申請書様式をプレビュー表示する

入力した内容に誤りがないか確認します。

修正する場合は、修正したい項目の右に表示される「修正する」をクリックし修正してください。

内容に誤りがなければ、「申請する」をクリックします。

(8) 送信完了

登録されたメールアドレスへ【横浜市電子申請 (到達通知)】が送付されます。
このメールは、システムから自動送信されます。申請や届出が、申請先へ到達したことをお知らせするメールです。

注意事項

- ①電子申請の入力画面では、各画面中に表示されている、「次へ進む」、「戻る」などのボタンを操作してください。ブラウザの『戻る』、『進む』などで操作すると、正しく動作しない場合があります。
- ②画面を表示して 60 分以上何も操作をしないと、タイムアウト（時間切れ）になります。長時間操作しない場合は、事前に一時保存してください。保存をせずタイムアウトした場合、入力内容は保持されないため、最初からの入力となります。
- ③電子申請では控への発行を行っておりません。控に保健所の受付印が必要な場合は、従来どおり紙媒体による手続きをご利用願います。なお、横浜市電子申請・届出システムのマイページから申請履歴をご確認いただけます。
- ④過去に申請したデータを再利用して申請を行いたい場合は、マイページの「申請履歴・委任状の確認」>「申請履歴一覧・検索」から対象の申請データを選択し、[申請内容を使用して新しく申請する] をクリックしてください。「申請内容の入力」画面に前回申請時の内容が初期表示されますので、必要に応じて修正申請を行ってください。